

○特定遊興飲食店営業者に対する指示

(第 31 条の 24)

改正 平成 29 年 3 月 22 日

処分基準

平成 29 年 3 月 22 日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風俗営業等適正化法)
根拠条項	第 31 条の 24
処分の概要	特定遊興飲食店営業者に対する指示
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	別紙 1 のとおり
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	岡山県公安委員会

別紙 1

[別紙参照]